

茨市推第 296 号  
令和 3 年 5 月 8 日

各コミュニティセンター  
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年5月7日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、現在、発出されております緊急事態宣言の期間を、令和3年5月31日（月）まで延長することが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるとともに、府民に対して、引き続き、不要不急の外出及び都道府県間の移動の自粛を要請されているほか、貸館、貸会議室などの原則休館が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について、その期間を令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで延長するとともに、市主催の市民が参加するイベントや集会について、原則、延期及び中止するほか、公共施設等について原則休館することを決定いたしましたので、コミュニティセンターの休館に伴う利用者の皆さまへの対応及び周知にご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、休館中におけるコミュニティセンターの管理運営につきましては、これまでどおり、利用許可申請やキャンセルに伴う利用料金の還付申請の受付などへの対応をお願いいたします。

また、公共施設の休館に伴う予約システムの事務処理等につきましては、令和3年4月24日付茨市推第222号にて送付しておりますので、ご確認をいただき、手続きを進めていただくほか、地域の皆さまにおかれましても、医療提供体制が極めてひっ迫している状況を踏まえ、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。